官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法の一部を改正する件（公正取引委二）　一
○製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法を指定する件（同三）　四

〔その他告示〕
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務二二七）　五
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学九四、九五）　五
○特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（農林水産七七四）　九

〔公告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係　六二
地方公共団体
行旅死亡人関係　六九
会社その他
会社決算公告

法規的告示

○公正取引委員会告示第二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項第六号の規定に基づき、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成十六年公正取引委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十八日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法	特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法
1　［略］	1　［同上］
一　特定物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと（当該代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であって当該支払期日までに当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。	一　特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと。
二　特定物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。	二　特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。
三・四　［略］	三・四　［同上］
［号を削る。］	五　代金の支払につき、当該代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
五・六　［略］	六・七　［同上］